

# 利 用 上 の 注 意

## 1 調査の概要

商業統計調査（経済産業省所管、指定統計第23号）は、商業の実態を明らかにすることを目的として、昭和27年から実施され、平成9年までは3年ごと、それ以降は5年ごととなり、本調査の2年後に簡易な調査を実施することになっている。今回の調査は、平成19年6月1日現在で卸売・小売業について実施されたもので5年ぶりの本格調査である。

## 2 調査の範囲

調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類J—卸売・小売業」に属する全国すべての事業所を対象とする。ただし、次の各項等に該当する事業所については、調査の対象から除く。

- ① 劇場内、運動競技場内など、料金を払って出入りする有料施設の中にあるもの  
(ただし、駅の改札口内、有料道路内、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所は対象とする)
- ② 卸売・小売業以外の事業活動も併せて行なっており、そのうち一つの収入額が卸売・小売の販売額計を上回っているもの

## 3 調査項目の内容

### (1) 事業所(商業事業所)

原則として一定の場所(一区画)を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。(卸売業及び小売業の定義については「産業中・小分類の内容一覧」を参照のこと。)

### (2) 従業者数

平成19年6月1日現在で、主としてその事業所に従事している者の数で、個人事業主、無給家族従業者、有給役員、常用雇用者の計をいう。

### (3) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売額(各事業所の卸売・小売部門の販売額の計)をいい、消費税額を含む。

### (4) 修理料・仲立手数料

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の実績をいう。

### (5) 商品手持額

平成19年3月末日現在で、事業所が販売する目的で保有している全ての手持ち商品額(仕入れ時の原価による)をいう。

### (6) 売場面積(小売業のみ)

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している延床面積をいう。ただし、牛乳小売業、自動車(新車・中古)小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

### (7) 来客用駐車場(小売業のみ)

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

- ・ 専用駐車場…自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場
- ・ 共用駐車場…他の事業所等と共に使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場
- ・ 収容台数…満車の状態で収容できる台数

#### 4 産業分類用語の説明

##### (1) 各種商品卸売業(産業小分類491)

卸売業(ただし、細分類5497—代理商、仲立業を除く)のうち、複数の産業中分類にわたり、かつ、小分類3項目以上にわたる商品の仕入卸売を行い、その性格上いずれが主たる事業か判別できない事業所をいう。(次の①及び②)

###### ① 各種商品卸売業(産業細分類4911)

卸売業の産業小分類のうち、生産財(小分類501, 522～524)、資本財(同521, 531～533, 539)、消費財(同502, 511, 512, 541, 542, 549(ただし、細分類5497—代理商、仲立業を除く))の3財にわたる商品を販売し、各財の販売額が卸売販売額の10%以上の事業所で、従業者が100人以上のもの。

###### ② その他の各種商品卸売業(産業細分類4919)

卸売業の産業小分類のうち、生産財、資本財、消費財の3財にわたる商品を販売し、各財の販売額が卸売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が100人未満のもの。

##### (2) 百貨店、総合スーパー(産業小分類551)

衣(産業中分類56)、食(同57)、住(同58～60)にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲にある事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。

##### (3) その他の各種商品小売業(産業小分類559)

衣・食・住にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が50人未満の事業所をいう。

##### (4) 各種飲食料品小売業(産業小分類571)

飲食料品小売業の産業小分類のうち、3項目以上にわたる商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%に満たない事業所をいう。

#### 5 商品分類別集計について

複数の種類の商品を販売している事業所は、産業分類別集計の場合、最も年間商品販売額の多い産業分類に格付けされ、その産業分類に年間商品販売額の総額が計上されるが、商品分類別集計の場合は、それぞれの商品分類ごとに計上される。したがって、事業所数の計は延事業所数となる。

#### 6 結果数値について

(1) 結果数値は、表章単位未満を四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

(2) 統計表中で、事業所数が「1」又は「2」の場合は、事業所数及び従業者数以外の調査項目の結果数値を「x」で表示している。また、他の結果数値からそれらが判明しないように「x」で表示した箇所がある。

(3) 統計表中の記号については次のとおりである。

「0」、「0.0」	単位未満	「—」	皆無または該当数字なし
「△」	減少	「x」	秘匿したもの

#### 8 学区別集計について

本書の第2部に掲載した学区別集計は、学区(調査日現在の小学校の通学区域。中区については、国勢統計区の区域。)単位に集計したものであり、平成19年6月1日現在において全市で262学区あり、前回集計(平成14年6月1日現在)以降では2学区(守山区の吉根学区、緑区の小坂学区)が新設された。

#### 9 その他

この集計数値は、名古屋市分についてまとめた確報値であり、公表済みの速報値及び経済産業省・愛知県が公表する数値と相違することがある。